

〈共同研究〉

「平等セーフティーネット構築のための差別解消立法政策のデザイン」

差別されない利益とヘイトスピーチ

金 尚 均*

1 裁判の概要

被告 M らは全国の同和地区の所在地を一覧化したものを書籍として発行しようとしていました。また、これをインターネット上に公開しました。そのうえ、同和地区出身者である個人原告らの氏名、住所、電話番号などの個人情報をインターネット上に公開しました。これに対して、個人原告らのプライバシー、名誉権および差別されない権利ならびに原告解放同盟の名誉権、差別されない権利および業務を円滑に行う権利が侵害されたうえ、さらにこれらが侵害されるおそれがあると主張して、部落解放同盟と二四八人の原告らが、被告 M らに対し、人格権による妨害排除請求権および妨害予防請求権にもとづき、書籍の出版差し止め、ウェブサイト上の各記事の削除および公開差し止めを求めるとともに、三人の原告について各三三〇万円、それ以外の原告らについては各一〇万円およびこれらに対する遅延損害金の連帯支払いを請求しました。

被告らは、「『同和はタブー』だと思い込んでいる人をおちょくる」ためとして、二〇一一年ごろから各地の自治体に部落の所在地情報の開示請求を行い、非開示になると訴訟を繰り返してきました。同時に、ネット上に部落の地名リストや地図、解放同盟員の自宅住所・電話番号・生年月日などの個人情報をさらしてきました。また、「示現舎」という出版社を立ち上げ、同和行政や部落解放同盟を批判する書籍などを発刊してきたので

す。

本裁判では、①プライバシー権、②名誉権、③差別されない権利、④部落解放同盟が業務を円滑に行う権利など、四つの権利の侵害が問題になりました。本稿では、主要な争点である①と③に関連して、これらの問題についての本判決を紹介します。

2 プライバシー権の侵害について

被告らは、被差別部落の地域一覧と部落解放同盟関係人物一覧をウェブサイトで公開しました。このことについて裁判所は「ある個人の住所又は本籍が本件地域内にあることが他者に知られると、当該個人は被差別部落出身者として結婚、就職等の場面において差別を受けたり、誹謗中傷を受けたりするおそれがあることが容易に推認される。以上に照らすと、ある個人の『住所又は本籍が本件地域内にあること』は、みだりに他人に知られたくない情報として当該個人のプライバシーに属する情報に当たると認めるのが相当である」と認定しました。なぜなら、差別しようとする者は、当該個人の住所や本籍が本件地域内にあるか否かを調査し、その住所や本籍が本件地域内であれば当該個人について差別的な取り扱いをしようとするからです。しかもインターネット上への掲載によりこれが容易になるのです。

ところが、このように認定しながら、第一審裁判所（東京地裁二〇二一年九月二七日判決）は「原告らのうち、その『住所又は本籍が本件地域内にあること』が既に広く知られている又は不特定多数の人に知られることを容認している者につ

* 龍谷大学法学部 教授

いては、本件地域一覧の公開によりプライバシーが侵害されるとはいえない」、また「その過去本籍や過去住所又はその親族の本籍、住所若しくは過去住所が本件地域一覧に本件地域として記載された地域に属するものの、自身の現在の住所及び本籍が本件地域として記載された地域に属しているとは認められない者については、過去本籍や過去住所、親族の本籍等は一般に社会生活を営む上で開示しないことが困難な情報とはいえない」と判示したのです。その結果、「復刻版」に掲載されている六県（山口県、長崎県、佐賀県、三重県、富山県、千葉県）については、「全国部落調査」に掲載された地域と原告の現住所、現戸籍との関係性が認められないとして原告の権利侵害が認められず、掲載差し止めの対象外となりました。差し止めの対象となったのは、栃木、群馬、埼玉、新潟、東京、神奈川、長野、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、愛媛、香川、高知、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島等の二五都府県でした。

人物一覧掲載については、すでに自ら公表している者などを掲載差し止めの対象外としました。

3 プライバシー権についての理解

これはいったい、どういうことでしょうか。原告の訴えは、『全国部落調査・復刻版』などによって全国の被差別部落地域一覧が社会に広まることで差別が扇動され、差別的環境が醸成されることを阻止して、安心して平穏な生活を送ることだったはずですが。しかし裁判所は、住所または本籍が本件地域内にあることがすでに広く知られている人たちのプライバシー侵害を認めませんでした。

被差別部落出身者ないし同和地区出身者であることが、個人の住所または本籍が本件地域内にあることで明らかになれば、その者が被差別部落出身者として差別を受けるおそれがあると判示していることから、裁判所は被差別部落出身者であることが「ばれる」こと（のおそれ）をプライバシー侵害とみています。被差別部落とその出身者であることを（ホントであればこの土地に生まれ

てきたくはなかったという）消極的なことと理解しているように思われます。プライバシーの意味として、ばれたくない個人の秘密を含意しているのは確かですが、この理屈を押し通すと、住所または本籍がすでに広く知られている人たちは、自ら公言しているのだから秘密ではないということになります。だからプライバシーの侵害は認められないということになってしまいます。

でも、このような裁判所の判断が腑に落ちるでしょうか。正直、モヤモヤが残るのではないのでしょうか。被差別部落出身であることを公言している人は自分の出自などを誇りに感じており、そうでない人は消極的に感じているのでしょうか。そうではないでしょう。長年にわたる部落解放運動により、当事者にとってまたそうでない方にとっても部落に関する認識は変わってきました。部落について積極的な意味と消極的な意味もあります。今回の裁判では、被告はことさらに後者の意図で差別を扇動したわけですが、裁判官も同様の認識をもって、部落出身であることを隠したい事実として理解していたのかもしれませんが。

4 平穏生活権としてのプライバシー

まず、住所または本籍がすでに広く知られている人がいますが、地域情報を公然と掲載され、これにより自らの生活拠点との照合が可能になり、しかも被差別部落であることを判明させるために行われているのであれば、このように公然と被差別部落地域を掲載することが不当な扱いや言動のきっかけとなることに変わりはありません。

つぎに、住所または本籍がすでに広く知られている人たちや公言している人とそうでない人で区別することは、本裁判で原告が求めていることの本質を見誤ることもなりかねません。今回の裁判の原告らは、ひた隠しにしておきたい秘密として被差別部落地域一覧のネット上での掲載と出版の差し止めを求めたのでしょうか。裁判所はプライバシーを、被差別部落地域との関係で住所などが秘密なのかどうかという純粋に個人的な問題として理解し、差別の問題とは切り離して判断してしまったのです。原告らの住んでいる場所が被差

別部落地域といういまだ差別問題が完全に解消していない地域である場合、当該地域情報を、正当な理由もなく、または住人らの同意もなくネット上などに掲載することにより、これを閲覧した者には、賛否を含めて何らかの関心が湧き、当該地域を検索することや、また実際に訪問することなどが起こりうることは想像に難くありません。しかも社会的には差別意識が喚起される可能性もあります。そうすると、当該地域に住む人々の生活の平穏は瞬く間に侵されるでしょう。

人格権・プライバシーは、私生活にみだりに干渉されない権利——「一人にしてみらう権利」「覗き見みされない権利」としてとらえることができますが、それだけではなく、個人の私的生活空間・領域や秘密とする事柄について、他人による干渉からの保護を求めることができること、つまり自己の情報をコントロールして、平穏に生活する権利でもあります。私事をみだりに公開されないという保障は、個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえで必要不可欠です。

本件に即して敷衍すれば、平穏生活権とは、ひとりの人間としてその属性を理由に差別や偏見にさらされることなく生きる権利のことです。具体的には、被差別部落地域の情報が公開されることで、社会において偏見や嫌悪の感情が醸成され、特定地域の出身などの属性を理由として「婚姻・就職・入居」する権利が侵害されるおそれがあります。地域に住んでいる人々がその属性を理由に差別や偏見にさらされて生活することを強いられるのです。こうした状態が差別なのです。

そうすると、特定地域が被差別部落地域であることを示す情報や差別を煽る表現が含まれた「人物一覧」をインターネットなどで公開することは、社会の人々に対して部落に関して偏見・憎悪の意識を芽生えさせ、または再燃させることを促進しており、これ自体が形式的に名誉権、プライバシー権、また差別されない権利を侵害することは論を俟ちませんが、これに加えて、被差別部落には歴史的・社会的に差別されてきた人々が集住してきたことを知りながら、意図的に「全国部落調査」などを広く知らしめることは差別行為以外の何物でもありません。

平穏生活権という観点から本件をみると、被告らによる「全国部落調査」などの公開によってひとりの人間としてその属性を理由に差別や偏見にさらされることなく生きる権利が脅かされる人々は、原告すべてであり、それだけではなく、原告らの背後にいる裁判の原告になっていない日本全国の被差別部落出身者も同じです。地域が掲載されることでの自己の居住地の当てはめによる個々人のプライバシー侵害が問題であるだけでなく、本質は、これを特集化した、一冊になった情報、つまり「全国部落調査」が公然と出版ないし掲載されることによって被差別部落出身者という不当なレッテル、偏見、嫌悪そして忌避のおそれを生じさせたことなのではないでしょうか。本件における権利侵害はこうした文脈でとらえるべきではないでしょうか。

5 差別されない権利

憲法一四条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定しています。性別、民族や出自などの属性を理由に偏見にもとづいて人を判断し、不当に扱ってははいけません。このことが差別であり、憲法一四条は禁止しています。なぜなら、差別が行われ、それが深刻になると、差別された人たちは、社会から排除され、人としてそして社会の構成員として、他の人々と対等な立場で生きることがむずかしくなり、そうなってしまふと、差別された人たちは社会に参加することができなくなります。差別がこのように属性を理由に行われることからすると、格下げと社会的排除は平等の侵害としての差別そのもののなのです。

裁判所は、「差別されない権利の内実は不明確であつて、プライバシー等他の権利が侵害されている場合を超えてどのような場合に原告ら主張の権利が侵害されているのか、また、当該権利のみが侵害された場合に私法上どのような効果が生ずるのかについては、判然としないといわざるを得ない」として、訴えを却下しました。

これは、裁判所がこの裁判の本質が差別被害か

らの解放にあることを理解していないことの表れかもしれません。被告らは、単に何の目的もなく特定の地域を掲載したわけではありません。たとえば景色がきれいだからとか、夕焼けがきれいな地域一〇選などとして掲載したわけではありません。被差別部落地域だから特集したのです。しかも当該地域を示してある「全国部落調査」にもとづいて、土地そのものは物理的存在で価値中立ですが、そこに特定の人々が住んでいることに着目して、土地と人を結びつけて、〇〇地域は、被差別部落だという偏見に満ちたレッテル張りをして、同時にそこに住んでいる人々をも「二級市民」として不当にレッテル張りをするのです。こうして部落差別が完成し、その出身であることだけで不当に扱われてしまうのです。そう考えると、本裁判では、プライバシー侵害や名誉棄損が、まさしく被差別部落地域とそこに住んでいる人々をターゲットにして行われたことからすると、その侵害は単なる不法行為ではなく、差別目的から行われたものであり、差別されない権利の侵害があったとして、不法行為の違法性においてより重大なものとして評価すべきなのです。

差別となる行為がプライバシー侵害を発生させており、民法七〇九条の不法行為にもとづき、行為者に対して被害者への損害賠償を命ずることができる場合には、裁判所は、憲法一四条の定めに適合するように無形損害に対する賠償額の算定を行うべきなのです。差別の本質は、個人を個人としてではなく、特定の類型に属する者として否定的に評価することであり、個人の尊厳を否定するもので、しかも同じ人間であることを否定することにあります。集団（被差別部落（民））に関係することから、偏見にさらされ、排除されつづけたことで過去における被害の度合いも大きく、かつ将来も継続するのです。さらに集団に関係する差別の原因が排除されないかぎり、引き続き被害を受けることになります。プライバシー侵害などに対する賠償額は、行為の違法性の程度や被害の深刻さを考慮して、差別行為による無形損害が発生した場合、憲法一四条により、加害者に対し支払いを命ずる賠償額は、差別行為に対する効果的な保護および救済措置となるような額を定めなけ

ればならないのです。

6 被告らの目的

被告らの目的は何だったのでしょうか。

原告は、被告らの自分勝手な理屈により、被差別部落地域をターゲットにして自分たちの住んでいる地域がみだりに掲載されて、社会の人々の好奇の目にさらされ、差別の扇動が行われることを拒否して、地域で安心して暮らし、平穏な生活を送ることを求めました。被告らは、被差別部落地域の情報や関係者情報をひとつのサイトなどで特集化する形式で掲載することにより、被差別部落という歴史的・社会的な差別問題を可視化させ、社会に流布しようとしたのです。つまり、特定地域をさらすことで、この地域は注意すべき・怖い地域、つまり怖い人たちが住んでいるということの人々に知らせ、意識を喚起しようとしているのです。特定の地域に住んでいる集団・人々は、自分たちとは異なる人たちという意識を喚起するのです。このように特定地域をひとつのウェブサイトで特集して掲載することは、被差別部落地域を社会の人々に明らかにすることで、当該地域に居住する人々への偏見を植え付け、同時に、被差別部落に対する差別意識を新たに創り出し、または増長させるのです。これは、出自によって特徴づけられる特定の集団に対する悪質な差別扇動に他なりません。被差別部落に関連して特定地域をウェブ上に掲載してさらす行為は、いわゆるヘイトスピーチに他なりません。特定の民族に対するヘイトスピーチと構造は同じです。

被差別部落に関連して特定地域をもっぱらさらす行為は、被差別部落民が住んでいる場所ないし被差別部落民を十把一絡げに評価することを意味します。土地ないし人に対する「十把一絡げ」の評価は、被差別部落民を個人として尊重・評価しないことを意味します。すなわち、被差別部落に関連して特定地域をもっぱらさらすことの真のメッセージは人間の尊厳の否定なのです。

7 控訴審判決が認めた差別されない利益

本裁判において原告らが求めてきたこととは、被告の行為が差別行為であることと、その被害実態の認定です。そして——本来の民事裁判の目的は損害に対する原状回復であるものの——本裁判を通じて差別を解消することです。

そのためになによりも原告らが求めたのは、差別されない権利の保護とその侵害の認定です。

これについて第一審の判断は消極的でした。

「差別されない権利の内実は不明確であって、プライバシー等他の権利が侵害されている場合を超えてどのような場合に原告ら主張の権利が侵害されているのか、また、当該権利のみが侵害された場合に私法上どのような効果が生ずるのかについては、判然としないといわざるを得ない」

このように判示して、原告の訴えを却下したのです。

第一審裁判所は、被告らがなぜ書籍の出版とネット上での掲載をしようとしているのかを理解していないと同時に、原告らの目的が差別の認定と差別からの解放にあることを理解していなかったようにおもわれます。被告らは、単に何の目的もなく特定の地域を掲載したわけではありません。被差別部落地域だから特集したのです。しかも当該地域を示してある「全国部落調査」に基づいて、そこに特定の人々が住んでいることに着目して、土地と人を結びつけて、〇〇地域は、被差別部落だという偏見と侮蔑に満ちたレッテル張りをして、同時にそこに住んでいる人々をも「二級市民」として不当にレッテル張りをするのです。こうして部落差別が完成し、地域の出身であることだけで不当に扱われてしまうのです。そう考えると、本裁判では、プライバシー侵害や名誉毀損が、まさしく被差別部落地域とそこに住んでいる人々をターゲットにして行われたことからすると、それらは単純な不法行為ではなく、差別目的から行われたものであったことからすると、憲法

一四条の不当な差別があったとして、不法行為の違法性においてより重大なものとして評価すべきなのです。

差別の本質は、個人を固有の無二の存在である人としてではなく、特定の集団又は類型に属する人として十把一絡げに否定的に評価し、同じ人間であることを否定すること、つまり人間の尊厳の否定にあります。集団（被差別部落（民））に関係することから、偏見にさらされ、排除されつづけたことで過去における被害の度合いも大きく、かつ将来も継続します。さらに集団に関係する差別の原因が排除されないかぎり、引き続き被害を受けることになります。プライバシー侵害などに対する賠償額は、行為の違法性の程度や被害の深刻さを考慮して、差別行為による無形損害が発生した場合、憲法一四条により、加害者に対し支払いを命ずる賠償額は、差別行為に対する効果的な保護および救済措置となるような額を定めなければならないはずです。

これに対して、控訴審裁判所（東京高裁二〇二三年六月二八日判決）は、第一審の判断を変更しました。

控訴審で、裁判所は、憲法一三条と憲法一四条一項を根拠にして、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきと判示しました。本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身等であるという理由だけで不当な扱い（差別）を受けるものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかであるが、部落差別は日本の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治四年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影

響の甚大さ、そして、インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものであるとしました。そこで、本件地域の所在に関する情報である本件地域情報は、これのみをもって又はときに他の情報と相まって、本件地域の出身等であることを推知させる情報となるものである。したがって、本件地域情報の公表により本件地域の出身等を理由に不当な扱い（差別）を受けるおそれがある者は、上記の人格的な利益に基づき、本件地域情報の公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるとしたのです。

本高裁判決と原審の地裁判決とで違う点は、部落差別及び差別被害の実態が曖昧か否かについて本高裁判決は曖昧ではないとしたところにあります。

なお、本高裁判決では、差別されない「権利」ではなく、差別されない「利益」と判示しました。この点につき、本件控訴裁判所は必ずしも意識して両概念を区別しているとは考えられません。それは本判決の別の箇所次のような判示で分かることができます。

「これは上記の人格的な利益が侵害される場合と重複するものと認められ、プライバシー権及び名誉権はいずれも人格権に基づくもの

であるから、これらの権利利益は上記の人格的な利益において考慮するのが相当である（以下、上記の人格的な利益、プライバシー権及び名誉権を総称して「法的利益」ということがある。）。」

また、法解釈上、例えば、生命について、生命権と表現したり、生命という保護法益・法益（法的利益）という表現することがあります。いずれを使用しても意味や重要性などに相違はありません。それゆえ、本件高裁判決が認定した差別されない利益は、差別されない権利と同義かつ同価値であり、逆に権利性を否定したわけではないことに留意する必要があります。

8 差別は何を侵害をするのか？ 一被告人らの言動の実害は何か？

現実の社会では、人間は、単に物理的な個体ではなく、様々な理由から現在いる場所に存在しており、その意味で歴史的な存在なのです。また、言葉などの媒体手段を用いて他者とコミュニケーションをとることで社会において存在するという意味で社会的存在です。このような人間の存在に関する歴史性と社会性に照らすと、人々は、相互に、各々、個人として尊重されなければならないことは当然のことですが、その前提として、個人としての人にはそれぞれの背景があることも尊重しなければなりません。それは、例えば、民族、人種、性別、性的指向等です。人の背景は、彼の属性によって構成されるのであり、その意味でまさに歴史的であり、また社会的です。人の背景としての属性は、個々人の人格の一部であると言っても過言ではありません。この属性は、本来的には、個人の社会的評価、つまり外部的名誉ではないのです。なぜなら、憲法第四条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められているように、そもそも、その属性如何によって評価されることがあってはなりません。しかし、このような議論は、現実の社会を直視するな

らば、ある種の理想論になるかもしれません。悲しい現実として未だ差別が社会にはあります。人が、同じ人である他者に対して、低劣・低俗として扱うわけです。例えば、人は、個々に固有の名前をつけるなどして自らを他人と区別します。それは、固有の存在としての自己のアイデンティティを確保するという意味できわめて社会的に重要といえます。名前に始まって、私たちの社会は差異を利用することで社会システムを形成している側面があります。しかし、その差異が、自己と他者のコミュニケーションのために利用されるのではなく、他者に対して憎しみや蔑みの感情を持って、不平等な関係を形成するために、差異や属性をでっち上げる場合、それは差別となります。差別は特定の集団を対象にしており、差別を社会から除去するための救済において、集団全体としての社会的地位を向上させなければならず、差別されている集団に属する個人に対して当該差別行為からの救済を行ったとしても、彼が属する集団の構成員全てが差別されている状況が変わらない限り、同様の差別は繰り返されてしまいます。その意味で、差別の被害は蓄積的であり、集団関係的です。付言すると、権利保障の不十分さだけや不当に重く義務が課されることだけを問題にするのではなく、権利・義務の不平等分配の背後に、不平等処遇の犠牲者たる人々・集団の社会的地位の格下げという害悪とこれによる人としての尊厳の侵害を見て取るべきなのです。

本件での被告 M らの言動は、主に、出版やインターネットを利用して被差別部落とその出身者などに対する偏見や差別意識を醸成し、本件地域情報が公表され流通することにより、本件地域の出身者らの社会的排除と不当な扱い（差別）を助長することに目的があったわけです。これはまさにヘイトスピーチです。ヘイトスピーチとは、人種差別撤廃条約の趣旨に反して、人種、民族、出自、性別、性的指向等によって特徴づけられる集団に対して又はこれに属することを理由に個人に対して、集団に対する誹謗若しくは中傷すること又は社会的排除若しくは暴力を扇動することです。

ヘイトスピーチは社会的な平等関係（の構築）

を阻害し、集団に属する人々の社会参加をする機会を阻害する側面をもっています。なぜなら、ヘイトスピーチは、人を人として見ない、人に格差をつけること、つまり「二級市民」、「人間以下」として蔑むことに本質があるからです。確かに人の属性に対する侮辱的表現、すなわちヘイトスピーチと呼ばれる行為は、個人的名誉を保護する名誉毀損罪の対象とは言い難い。ヘイトスピーチは必ずしも具体的な個人に向けて発せられる表現行為ではないからである。名誉毀損罪における侵害の特徴が、個人攻撃と個人のプライバシーの暴露であるのに対して、ヘイトスピーチのそれは、社会に存在する特定の集団への攻撃にある。ヘイトスピーチは、個人は直接的に自己の人格そのものに向けて攻撃されてはいないかもしれないが、特定の集団の排除をそのメッセージとして社会に発していることを見逃してはなりません。社会からの排除、つまり存在の否定という意味をもつことから、ヘイトスピーチは個人的利益にもまして社会的利益に対する侵害・危険がクローズアップされてくる。ここで名誉毀損罪における保護範囲に当てはまらないことを理由にヘイトスピーチが何らの利益も侵害・危険にさらしていないということにはならないことが判明します。つまり、人種や民族、性別などを背景とする特定の属性を有する集団に属する人々を法的保護の対象外とすることから、個人の問題としてだけでは処理しきれない、まさに法の下での平等の問題があるのです。全ての法的問題を個人の法的権利の問題として対処できるのであれば、憲法一四条の「法の下での平等」の存在意義は失われることになります。

9 まとめ

憲法一四条は、法の下での平等を保障していますが、ここでは、法適用の平等性・公正性、権利・義務の公正な分配、法的保護の平等性、生きる権利の平等な保障をその内容としていえるべきです。特に、最後の生きる権利の平等の保障とは、法が保護すべき根本的権利である生存権保護の平等を意味しますが、属性に対する侮辱的表現

は、集団に属する人々に対して平等に法適用、権利保障そして権利の行使を否定する。「二級市民」、「人間以下」とは、「人間じゃない」ということであり、対等かつ平等な人として法の下に平等に生きることを否定しています。特定の属性を有する人々一般にむけられたヘイトスピーチは、表層的には、人格権の否定（自分が人間としての自分であることを否定される）そして生存権の否定（対等な人間として生きる権利・法の下において平等であることを否定される）が問題になります。しかし、その実態としては、特定の属性をもつ人々が生きながらして人格権・生存権を否定されながら生き続けなければいけないという意味において、その侵害が継続している状態におかれます。ここでは、不平等、つまり、個人を特定できないということではなく、公共の場において特定の属性に向けて侮辱的発言をすることで「民主主義社会における根本基盤である対等で平等に生きること」（＝社会的平等）を否定しているわけです。

ヘイトスピーチのもう一つの害悪の側面として、それが標的とされた集団に対する社会的排除や暴力犯罪を正当視ないし当然視する効果を持つということをあげることができます。欧州審議会閣僚委員会勧告 97 (20) が、ヘイトスピーチを人種の憎悪、排外主義、反ユダヤ主義を流布、喚起、促進または正当化するあらゆる形態の表現と理解するところは、これらの問題に着目しているといえる。その意味で、ヘイトスピーチは人種に基づく暴力犯罪の前段階として把握する必要があります。マイノリティに対する暴力行為というものが突発的に始まるようなものではなく、まず

は、端緒としての悪意なき先入観が社会に浸透していることが土壌となって、偏見に基づく具体的なヘイトスピーチが行われるようになり、社会全体が差別に寛容になり、さらにこうした行為の数が増えるなかで制度的な差別、そしてついには暴力行為が発生し、当初は散発的な攻撃が徐々に社会全体に蔓延するところまで発展してしまいます。言葉による暴力は、物理的暴力へと発展するのです。差別は心の問題だけではありません。これは心理的かつ物理的暴力に発展するのです。

本裁判は民事裁判であり、個人の被害からの救済しか求めることができません。不法行為が認められた原告に関する地名の掲載についてしか効果が及ばないのです。そのため、全国の被差別部落地名の掲載の削除と差し止めがされたわけではありません。これは、当初原告らが望んでいた救済ではなかったことはいうまでもないことです。なぜなら、被差別部落の地名がネット上などで掲載されること自体が部落差別を温存又は拡散するよう扇動し続けるからです。つまり、ヘイトスピーチが発せられ続けているわけです。その証拠に、残念ながら、今も掲載続けている地名があります。それゆえ、本裁判は、被告らの言動が、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益の侵害を認定したことは、部落差別解消の為の大きな前進といえるものの、同時に民事裁判による救済の限界をも示しました。このような事態を改善するためには、差別的言動並び行為を規制並び禁止する公法的な対応が必要であることがますます明らかになってきています。